

## 市民活動サポートセンター運営懇話会設置要綱

平成11年12月1日

### (設置目的)

第1条 市民活動サポートセンターの基本的な運営方針及び市民公益活動団体の支援に関し、多様な意見を求めることにより、市民公益活動の発展を図るため、市民活動サポートセンター運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会の構成員は、15人以内とする。

2 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 市民及び市民活動団体の関係者のうちから市長が依頼した者

(2) 市民部市民協働推進担当課長

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第3条 懇話会に座長を置き、構成員が互選する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 懇話会は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 懇話会の庶務は、市民部市民生活課において行う。

### (その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 第2条第3項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員の任期は、平成13年3月31日までとする。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。